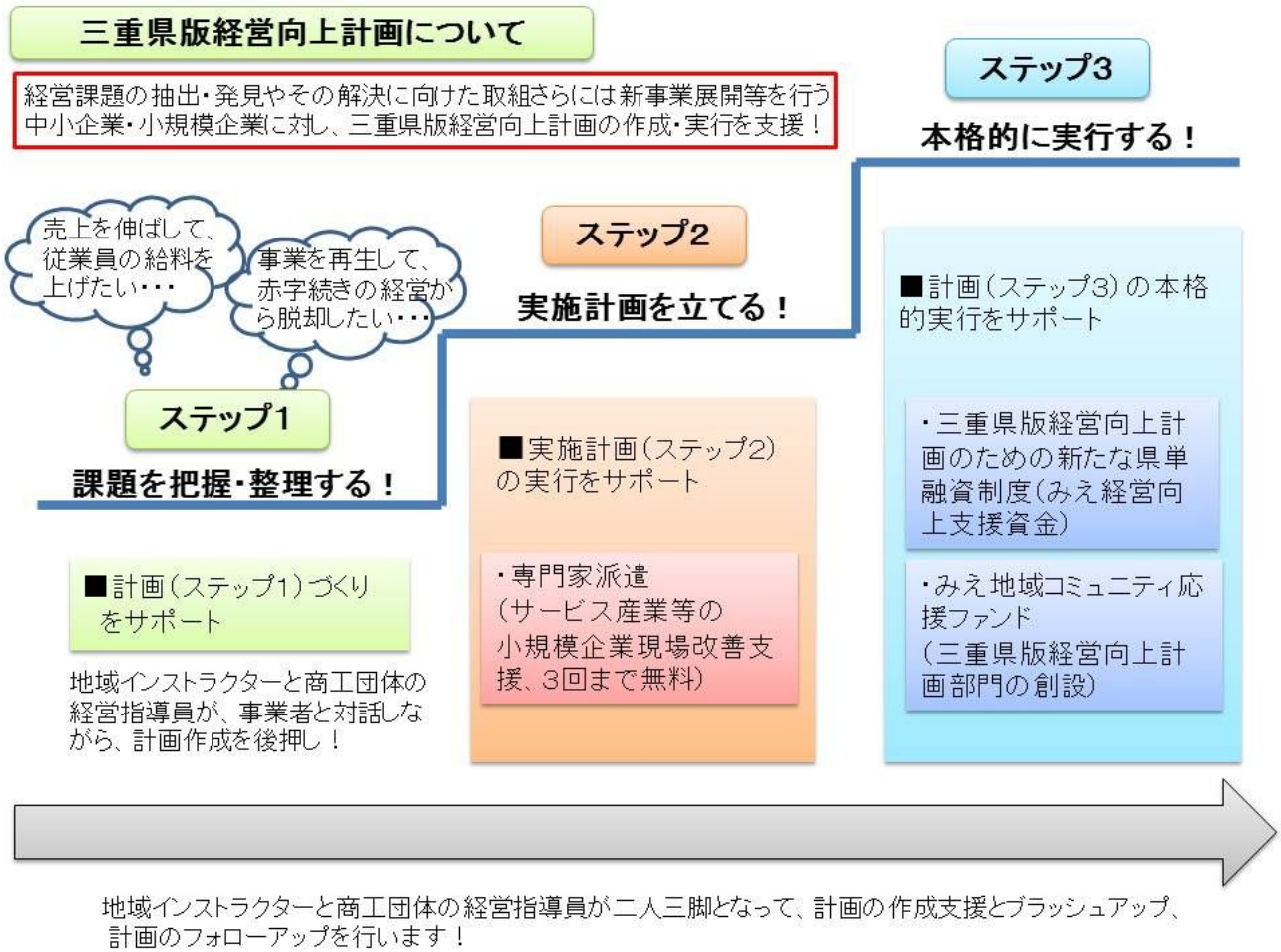
三重県版経営向上計画について

1　目的

三重県版経営向上計画は、平成26年4月1日施行の「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第16条に基づき、創設した制度です。

三重県内中小企業・小規模企業の皆様の経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業がその発展段階に応じて作成する計画を認定し、中小企業・小規模企業の成長と三重県経済の活性化を図ることを目的としています。

2　制度の内容



※支援策については、別途、実施機関による適否の審査があります。
※支援策の詳細な内容については、別途決定します。

三重県版経営向上計画では、多様な各中小企業・小規模企業の発展段階に応じて次の3段階の申請を行うことができます。

(1)　ステップ1・・・自社の経営課題を解決していこうとする計画
(2)　ステップ2・・・経営課題の解決に向け具体的に取り組もうとする計画
(3)　ステップ3・・・経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画

３　申請書類

申請にあたっては、**(1) 申請書 (2部)** 及び **(2) 添付書類 (各2部)** が必要です。

(1) 申請書 (2部)

①ステップ1

ア　三重県版経営向上計画認定申請書 (三重県中小企業･小規模企業振興条例施行規則第1号様式)
イ　様式第1号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
ウ　別紙1 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
エ　別紙2 (三重県版経営向上計画認定実施要領)

②ステップ2

ア　三重県版経営向上計画認定申請書 (三重県中小企業･小規模企業振興条例施行規則第1号様式)
イ　様式第1号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
ウ　様式第2号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
エ　別紙1 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
オ　別紙2 (三重県版経営向上計画認定実施要領)

③ステップ3

ア　三重県版経営向上計画認定申請書 (三重県中小企業･小規模企業振興条例施行規則第1号様式)
イ　様式第1号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
ウ　様式第2号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
エ　様式第3号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
オ　様式第4号 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
カ　別紙1 (三重県版経営向上計画認定実施要領)
キ　別紙2 (三重県版経営向上計画認定実施要領)

※ 記載にあたっては、**「記載要領･記載例」** を参照してください。

(2) 添付書類 (各2部)

(法人の場合)

①　定款又は登記簿謄本 (写し)

※　登記簿謄本の写しの場合は、申請日から6ヶ月以内のものを提出してください。
※　原本証明が必要。(裏面の余白スペースで結構です)

例 (
原本に相違ないことを証明します。
平成○○年○○月○○日　株式会社○○○○　　代表取締役　○○○○　　㊞
)

②　直近2期分の決算報告書 (これらが無い場合は、直近1年間の決算報告書)

※貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費計算書、
製造原価報告書 (完成工事原価報告書)、利益処分計算書 (株主資本等変動計算書) が必要。
※原本証明が必要。

③ 納税証明書（写し）
ア　三重県の県税事務所が発行する滞納がないことを証明するための「納税証明書」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
イ　税務署が発行する「納税証明書その3　消費税及び地方消費税」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

（個人事業者の場合）

① 最近2期分の確定申告書及び決算書（写し）
（青色申告：損益計算書・貸借対照表、白色申告：収支内訳書）
※　原本証明が必要。

② 納税証明書（写し）
ア　三重県の県税事務所が発行する滞納がないことを証明するための「納税証明書」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
イ　税務署が発行する「納税証明書その3　消費税及び地方消費税」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

4　支援策

（1）　ステップ1・ステップ2・ステップ3
地域インストラクター（県内5地域に配置）及び商工団体の経営指導員による計画の作成・実行支援

（2）　ステップ2
小規模企業に対する現場改善支援として専門家派遣（3回まで無料）

（3）　ステップ3
① みえ経営向上支援資金
② みえ地域コミュニティ応援ファンド（三重県版経営向上計画部門）

※資金の適用、ファンドによる助成については、別途、実施機関による適否の審査があります。
※支援策の詳細な内容については、別途決定します。

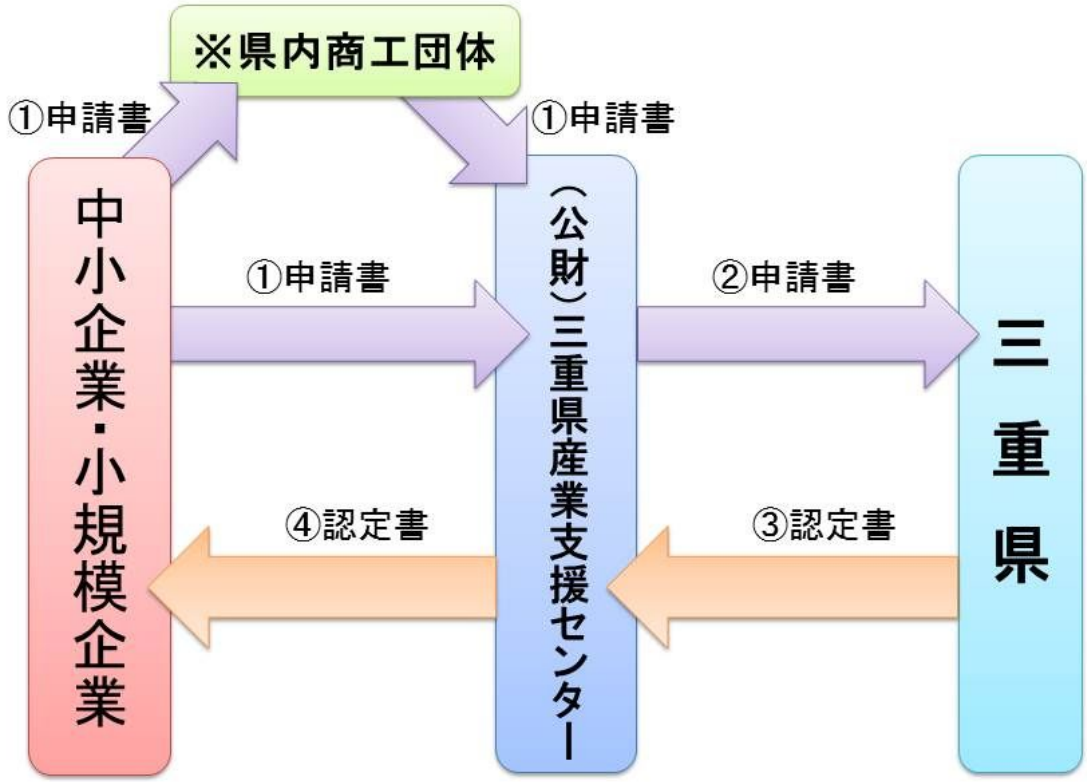
5　認定方法

公益財団法人三重県産業支援センターが実施する審査の結果を参考にして、県が認定を行います。

6　申請窓口

〒514－0004　津市栄町1丁目891番地　三重県合同ビル5F
公益財団法人三重県産業支援センター　経営支援課　経営向上班
電話　059－253－4355
FAX　059－228－3800
メールアドレス　koujou@miesc.or.jp

三重県版経営向上計画事務の流れ



※県内商工団体（商工会、商工会広域連合、商工会議所、中小企業団体中央会）を通じて、公益財団法人三重県産業支援センターに申請することも可とします。

問い合わせ先 ： 公益財団法人三重県産業支援センター
経営支援課経営向上班
〒514-0004 津市栄町１丁目８９１番地 三重県合同ビル５F
電話 059-253-4355 FAX059-228-3800
メールアドレス koujou@miesc.or.jp

三重県雇用経済部サービス産業振興課中小企業振興班
〒514-8570 津市広明町１３番地
電話 059-224-2534 FAX059-224-2078

申請書様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/keieikoujoukeikaku/keieikoujoukeikaku.htm

地域インストラクターについて

以下の５地域に各１名の地域インストラクターを配置しています。さまざまな経営課題について、お気軽にご相談ください。地域インストラクターは、各地を巡回していますので、メールをお送りください。折り返しご連絡いたします。

①北　　勢：宮尾（みやお） 哲也（てつや）　　te-miyao@miesc.or.jp
【駐在場所】四日市市諏訪町２－５　四日市商工会議所
【担当範囲】四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

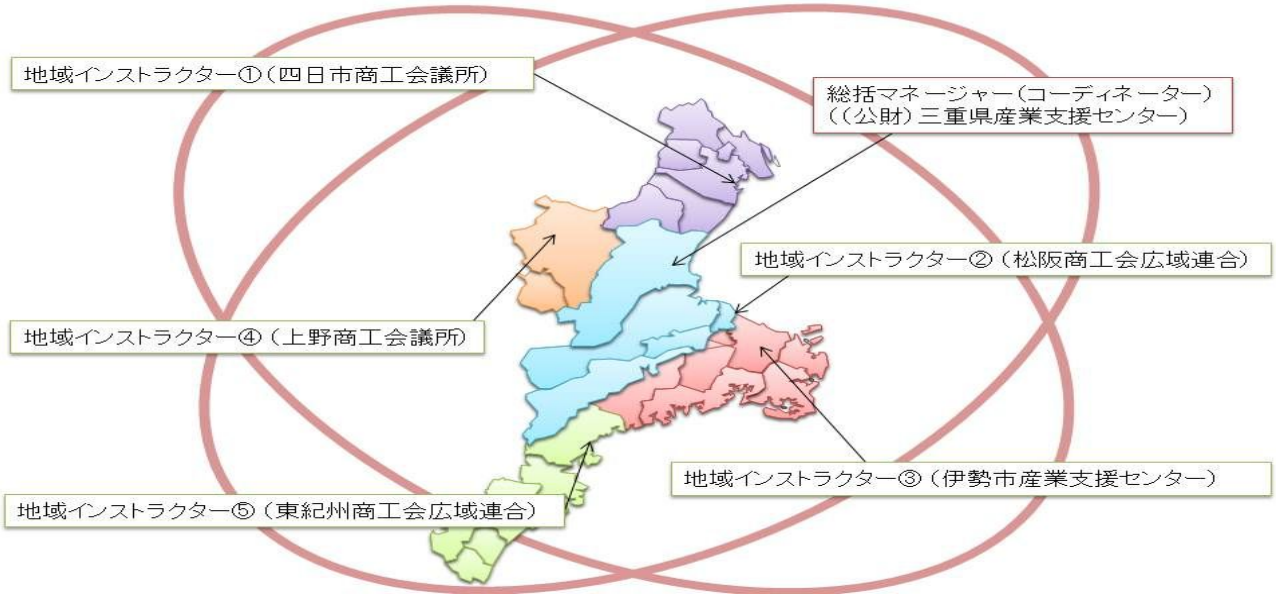
②中 南 勢：大槻（おおつき） 東洋（とうよう）　　to-ootsuki@miesc.or.jp
【駐在場所】多気郡明和町大字竹川５６６　松阪商工会広域連合
【担当範囲】津市、松阪市、多気町、明和町、大台町

③伊勢志摩：井上（いのうえ） 啓永（ひろなが）　　hi-inoue@miesc.or.jp
【駐在場所】伊勢市朝熊町４３８３－４６９　伊勢市産業支援センター
【担当範囲】伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

④伊　　賀：寺岡（てらおか） 心治（もとはる）　　mo-teraoka@miesc.or.jp
【駐在場所】伊賀市上野丸之内５００　上野商工会議所
【担当範囲】名張市、伊賀市

⑤東 紀 州：石倉（いしくら） 豊生（とよき）　　to-ishikura@miesc.or.jp
【駐在場所】北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島２１４１ みえ熊野古道商工会内　東紀州商工会広域連合
【担当範囲】尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

※地域インストラクターの総括役として、（公財）三重県産業支援センターに総括マネージャー（コーディネーター）を配置しています。



記載要領

申請者は以下の要領に従って、三重県版経営向上計画の必要事項を記載してください。

1　様式第3号

(1) 千円未満は四捨五入としてください。

(2)「経常利益」とは、資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとします。

(3) 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額としてください。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）

・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ

・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

・個人事業主の場合は、専従者給与も含めてください。

(4) 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額としてください。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省いてください。

・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）

・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

(5) 売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが計画終了時に伸びている必要があります。

(6) 計画期間については、決算期に合わせてください。

2　別紙2

押印を忘れないようお願いします。